

令和4年度 香川県外国人材受入環境整備支援補助金 Q & A

Q1 要綱第3条に定義されている「これ（中小企業者）に準ずる事業者」には、どのような事業者が含まれますか。

交付要綱第3条において、補助対象者となる中小企業等の定義を「中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる事業者であって県内に事業所を有する者」としておりますが、「これに準ずる事業者」には、農事組合法人（農業経営を行うもの）や社会福祉法人等の外国人材を雇用する法人、個人事業主等も含むものと考えております。

補助対象者に該当するか判断に悩まれる場合には、事前に労働政策課までご相談ください。

Q2 補助金の対象となる事業経費は、具体的にどのようなものが考えられますか。

以下のような例を想定していますが、この他にも外国人材の受入環境の充実に寄与する事業と認められれば、対象となる可能性がありますので、事前に労働政策課までお気軽にご相談ください。

- 担当者に対するセミナー（外国人材と交流を図るための文化理解や母国語講座、やさしい日本語講座、外国人材のメンタルヘルス対策に関する内容など）の実施経費（講師謝金・旅費、会場使用料、委託料等）
- 業務マニュアルや社内掲示、就業規則等の多言語化のための翻訳経費
- 外国人材受入に係る就業規則等の見直しを行うにあたっての専門家謝金・旅費
- 留学生等のインターンシップ受入れ制度創設準備費用・広報費用（創設支援を行う専門家の謝金・旅費、広告宣伝費、通信費・運搬費等）
 - ※インターンシップには、国内に在留する留学生等を対象としたもの、海外大学等に在籍する学生を対象としたもの（在留資格「特定活動（告示9号又は12号）」）のいずれかを対象とし、在留資格「文化活動」「短期滞在」によるインターンシップは対象としません。
- 新型コロナウイルス感染症の感染予防策を啓発する掲示物や感染した際の対応方法を伝える資料等の多言語化のための翻訳経費

なお、単なる寮の整備（インターネット環境の整備など）や生活消耗品の購入などの事業は補助対象としかねます。外国人材の受入環境の「充実」に寄与するかという点で審査を行います。

ご不明点はお気軽にご相談ください。

Q3 補助対象期間は「交付決定日から」となっていますが、事業計画書には、いつからの事業を記載したらよいですか。

令和4年12月16日（金）まで申請を受け付け、随時審査を行います。審査が順調に進めば、申請日から概ね2週間後には交付決定手続きを行う見込みです。補助対象となるのは交付決定日以降の事業ですので、申請から交付決定に必要な審査期間を踏まえ、余裕を持って事業計画を作成いただくようお願いします。具体的なスケジュールについては、事前に労働政策課までご相談ください。

Q 4 補助事業の自己負担分については、事業者が全額負担する必要がありますか。

原則として、事業者が全額負担してください。外国人材に経費の負担を求める場合は補助の対象になりません。

Q 5 講師等の謝金や旅費の算定にきまりはありますか。

講師等の謝金について、特に制限はありませんが、適当と考えられる額にしてください。旅費については、実費相当分又は補助事業者における旅費規程等に準じた合理的な経路であるものとしてください。

Q 6 補助要件を満たした事業は必ず補助の対象となるのですか。

補助対は予算の範囲内で交付します。そのため、募集期間の中で予算額を超える申請があった場合、補助要件を満たした申請であっても、補助対象外となることがありますので、あらかじめご了承ください。

具体的には、①事業の必要性、②事業の費用対効果等を審査し、交付対象者を決定します。

Q 7 事業完了から補助金交付までの流れを教えてください。

事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は事業実施年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書を提出してください。補助対象経費については、事業完了日までに支払い事務を完了させるようにしてください。支払い事務が完了していない経費は、補助対象経費から除外することとなります。

実績報告書には、事業実施報告書、収支決算書、その他知事が必要と認める書類を添付いただきます。収支決算書には、補助対象経費全額について、領収書、振込依頼書（控）、振込明細書等の支払を証明する書類の写しを添付してください。また、事業実施実績の確認できる資料を添付してください。例として、従業員向けセミナーの様子を撮影した写真や資料、多言語化した就業規則等の写し、創設したインターン制度の広報資料や実績資料です。

必要に応じて現地調査を行うこととしておりますので、その際は担当者の立会をお願いします。

Q 8 補助事業変更承認申請が必要となるのはどのような場合ですか。

補助対象経費の 20% を超える変更がある場合には、原則として申請が必要となりますので、労働政策課まで速やかにご相談ください。その他、事業の目的や中核となる内容に変更を伴う場合にも変更申請が必要となります。

変更申請が必要か否かについては、事前に労働政策課までご相談ください。

Q 9 補助金が交付されるのはいつですか。

補助金の交付は事業終了後の精算払となります。実績報告書審査及び必要に応じて行う補助金調査の後に補助金額の確定を行いますので、その後に補助金交付請求書を提出いただき、交付手続きを行います。